

# 社会福祉法人ばる デイサービスいきいきタウン蕨であい横町 指定通所介護・第一号通所事業 重要事項説明書

令和7年 11月1日 現在

1、管理者 長谷川 英世

## 2、サービスについての相談窓口

電話 048-290-8132 (午前9時00分~午後6時00分)

担当 川音 直子 \*不明な点がございましたら、遠慮なくお問い合わせください。

## 3、いきいきタウン蕨の概要

(1) 提供できるサービスの種類 通所介護、第一号通所事業

(2) 施名称及び所在地等

名称	いきいきタウン蕨
所在地	埼玉県蕨市南町2丁目32番20号
電話番号	048-290-8132
介護保険指定番号	1171401035号(通所介護) 1171400946号(総合事業)
サービスを提供する対象地域	蕨市・戸田市・川口市(飯塚、飯原町、上青木西、川口、芝、芝新町、芝園町、芝中田、芝樋ノ爪、芝富士、中青木、仲町、並木、並木元町、西青木、西川口、緑町、南町、宮町)・さいたま市(大谷口、大谷場、文蔵、別所、南浦和)

(3) 職員体制

	資格	人数	業務内容
管理者	介護福祉士	1名	サービス管理全般
生活相談員	介護福祉士	2名	生活上の相談等
	社会福祉主事任用	1名	
事務職員		1名	一般事務
介護・看護 スタッフ	正看護師 准看護師	2名	健康管理等
	介護福祉士	3名	日常介護業務等
	ホームヘルパー2級 初任者研修修了者	4名	
管理栄養士	管理栄養士	1名	日常の栄養管理

(4) 設備の概要

1日の利用定員	併設型25名	静養室	1室
食堂兼日常動作訓練室	93.01 m <sup>2</sup>	浴室	一般浴室、機械浴室
相談室	1室	送迎車	3台

(5) 営業時間

月~土曜日	午前8時30分~午後5時30分
定休日	日曜日・年末年始(12月31日~1月3日)

緊急連絡先 048-432-1500 社会福祉法人ばる(代表)

## 4、サービス内容

通所介護又は日常生活支援総合事業通所介護計画に沿って送迎、食事の提供、入浴介助健康チェック、機能訓練、生活相談、その他必要な介護等を行います。具体的な内容は、毎月お配りする月間予定表を

ご覧ください。

## (2) その他加算内容

### ① 入浴介助（介護保険法に基づく第1号通所事業を除くサービス）

利用者の心身等の状況に応じて一般浴、個浴の他チェア浴、機械浴のサービスを実施します。

### ② 通所介護個別機能訓練加算Ⅰ

機能訓練の職務に従事するものを1名以上の配置。訓練を行うにあたって機能訓練指導員等が共同して利用者ごとに個別機能訓練計画を作成する。

### ③ 通所介護個別機能訓練加算Ⅱ

利用者ごとの個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省へLIFEを用いて情報の提出を行なう。LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用しPDCAサイクルによりサービスの質の管理を行なう。

### ④ 通所介護科学的介護推進体制加算

利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症、その他の心身の状況等の基本的な情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出する。

### ⑤ 介護職員処遇改善加算

所定単位数にサービス別加算率（5.9%）を乗じた単位数で算定します。また所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額から除外します。

### ⑥ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

所定単位数にサービス別加算率（1.0%）を乗じた単位数で算定します。また所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額から除外します。

### ⑦ 介護職員等ベースアップ等支援加算

所定単位数にサービス別加算率（1.1%）を乗じた単位数で算定します。また所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、当該加算は区分支給限度基準額から除外します。

## 5. 利用料金

### (1) 通所介護サービス利用料

#### ① 通常規模型 通所介護 地域区分加算 10.27 を乗じた金額の1割負担（1日の費用）

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護費用	677円	799円	925円	1,052円	1,180円
食費	700円	700円	700円	700円	700円
入浴	42円	42円	42円	42円	42円
個別機能訓練加算Ⅰ	59円	59円	59円	59円	59円
個別機能訓練加算Ⅱ	-	-	-	-	-
科学的介護推進体制加算	-	-	-	-	-
合計	1,478円	1,600円	1,726円	1,853円	1,981円

\*個別機能訓練加算Ⅱ（1月に1回の算定）

利用者ごとの個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省へLIFEを用いて情報の提供をする。

\*科学的介護推進体制加算（1月に1回の算定）

利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等の基本的な情報をLIFEを用いて厚生労働省へ提出する。

◇ 通常規模型 通所介護 地域区分加算 10.27 を乗じた金額の 2 割負担 (1 日の費用)

項目	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護費用	1,352 円	1,597 円	1,849 円	2,103 円	2,359 円
食費	700 円	700 円	700 円	700 円	700 円
入浴	83 円	83 円	83 円	83 円	83 円
個別介護訓練加算Ⅰ	116 円	116 円	116 円	116 円	116 円
個別介護訓練加算Ⅱ	-	-	-	-	-
科学的介護推進体制加算	-	-	-	-	-
合計	2,251 円	2,496 円	2,748 円	3,002 円	3,258 円

\*介護職員処遇改善加算Ⅱは所定単位数にサービス別加算率(9.0%)を乗じた単位数で算定します。

◇ 通常規模型 通所介護 地域区分加算 10.27 を乗じた金額の 3 割負担 (1 日の費用)

項目	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護費用	2,028 円	2,395 円	2,773 円	3,153 円	3,538 円
食費	700 円	700 円	700 円	700 円	700 円
入浴	124 円	124 円	124 円	124 円	124 円
個別介護訓練加算Ⅰ	174 円	174 円	174 円	174 円	174 円
個別介護訓練加算Ⅱ	-	-	-	-	-
科学的介護推進体制加算	-	-	-	-	-
合計	3,026 円	3,393 円	3,771 円	4,151 円	4,536 円

\*介護職員処遇改善加算Ⅱは所定単位数にサービス別加算率(9.0%)を乗じた単位数で算定します。

② 第一号通所事業

地域区分加算 10.27 を乗じた金額の 1 割負担 (月額)

項目	通所型サービスⅠ(要支援 1)	通所型サービスⅡ(要支援 2)
介護費用	1,848 円	3,720 円
食費	-	-
科学的介護推進体制加算	42 円	42 円
合計	1,890 円	3,762 円

\*食費(700円) 1食当たり700円(おやつ込み)となります。

◇ 第一号通所事業

地域区分加算 10.27 を乗じた金額の 2 割負担 (月額)

項目	通所型サービスⅠ(要支援 1)	通所型サービスⅡ(要支援 2)
介護費用	3,694 円	7,438 円
食費	-	-
科学的介護推進体制加算	83 円	83 円
合計	3,777 円	7,521 円

\*食費(700円) 1食当たり700円(おやつ込み)となります。

◇ 第一号通所事業

地域区分加算 10.27 を乗じた金額の 3 割負担 (月額)

項目	通所型サービスⅠ(要支援 1)	通所型サービスⅡ(要支援 2)
介護費用	5,541 円	11,157 円
食費	-	-
科学的介護推進体制加算	124 円	124 円
合計	5,665 円	11,281 円

\*食費（700円） 1食当たり700円（おやつ込み）となります。

\*介護職員処遇改善加算Ⅱは所定単位数にサービス別加算率（9.0%）を乗じた単位数で算定します。

(2) その他希望されるサービスに関する料金

- ① 理美容サービス費 実費
- ② 外出による外食・旅行・映画・音楽鑑賞などのレクリエーションに係わる実費分

(3) 支払方法

利用料金を毎月 15 日までに前月分の請求を致します。支払い方法は、郵便局の指定口座(翌月 25 日)又は、金融機関の指定口座（翌月 27 日）から引き落としさせていただきます。引落としの手続きが間に合わない場合は郵便局での振り込みまたは、現金での支払いとなります。

## 6. キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の当日午前 8 時 00 分までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の当日午前 8 時 00 分までにご連絡がなかった場合	利用料の 50%

日常生活支援総合事業第一号通所事業については、キャンセルは発生いたしません。

## 7. サービスの利用にあたって

(1) サービスの利用開始 契約を結んだ後、サービスの提供を開始します。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し込みください。

② 契約の終了

以下の場合、契約は自動的に終了します。速やかにご連絡ください。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または総合事業対象から非該当と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

③ その他

i 利用者が文書により解約を通知し即座にサービスが終了になる場合

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・ 当事業所が守秘義務に反した場合
- ・ 当事業所が利用者ご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

ii 当事業所が文書での通知により契約を終了させていただくことになる場合

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、その催告の日から15日以内に支払わない場合
- ・ 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または入院もしくは病気等により概ね1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ・ 利用者やご家族などが当センターや当センター従事者または他の利用者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- ・ やむを得ない事由により施設を閉鎖または縮小する場合

(3) サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者・家族・関係者等において、次の事項に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- ・従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- ・サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音を無断で SNS などに掲載すること

## 8. 当施設のサービスの特徴等

### (1) 運営の方針

法に定める施設としてその有する目的に従い、その利用者の健康で安らかな生活の維持向上に寄与し、福祉を増進することができるようにその運営を図るものとする。

### (2) 施設利用に当たっての注意事項

- ・ 送迎時間 効率、利用者の身体状況を考慮の上作成し通知致しますのでご了承ください。
- ・ 送迎の立会い 原則として家族または代理の方に立ち会っていただきます。
- ・ 体調確認 気になる点は連絡帳にご記入下さい。
- ・ 体調不良等によるサービスの中止、変更  
健康チェックの結果、サービスの継続の変更をせざるを得ない場合は原則的にお迎え に来ていただきます。
- ・ 食事のキャンセル 8時00時までにご連絡がない場合はキャンセル料がかかります。
- ・ 設備、器具の破損 修繕費を負担していただく場合があります。

## 9. 非常災害対策

- ・ 災害時への対応 職員の指示に従ってください。
- ・ 防災設備 自動火災報知設備、屋内消火栓、スプリンクラー設備、消火器
- ・ 防火管理権原者 社会福祉法人 ぱる 理事長
- ・ 自衛消防隊長 社会福祉法人 ぱる いきいきタウン 施設長

## 10. サービスに関する苦情・相談窓口

電話 048-290-8132

- (1) 苦情解決責任者 長谷川 英世
- (2) 苦情受付担当者 川音 直子
- (3) 蕨市役所 健康長寿課 048 (432) 7756
- (4) 埼玉県国民健康保険連団体連合会 介護保険課 048-824-2537
- (5) 第三者委員 戸部一男048-432-8308 加藤百合子048-442-2465

## 11. 健康上の理由による中止

- (1) 風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがございます。
- (2) 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービス内容の変更または中止を行うことがあります。
- (3) ご利用中に体調が悪くなった場合、通所介護サービス又は介護保険法に基づく第1号通所事業を中止することがあります。その場合、家族または緊急連絡先に連絡の上適切に対応します。

## 12. 業務継続計画の策定について

- (1) 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（年1回以上）を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。

### 13、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止について

- (1) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。
- (2) 当施設内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかに対応を行ないます。
- (3) 感染症若しくは食中毒の入居者又はそれらの疑いのある方の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関と連携を図るとともに管轄の市町村又は保健所に報告し指示を求めるとともにその他の措置を講じます。

### 14、虐待防止について

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 従業者は虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

### 15、個人情報の保護について

- (1) 入居者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) 施設が得た入居者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者及びその家族の了解を得るものとします。
- (3) 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後も、これらの秘密を保持します。

### 16、その他運営に関する重要事項について

- (1) 利用者又は入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについては、身体拘束等の適正化のための指針に基づいて行うものとし、

### 17、第三者評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日 年 月 日	評価機関名称：
	2 なし	結果の開示	1. あり 2. なし

## 18. 緊急連絡先

体調の変化等、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡します。

利用者氏名			
第一緊急連絡先	氏名		続柄
	住所	〒	
	電話番号		
	備考		
第二緊急連絡先	氏名		続柄
	住所	〒	
	電話番号		
	備考		
支援事業所 居宅介護	事業所		
	担当者		
	電話番号		

※引越しなど、連絡先に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

令和 年 月 日

通所介護又は第一号通所事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

事業者 所在地 埼玉県戸田市喜沢南2丁目5番23号  
 事業者名 社会福祉法人ぱる  
 事業所名 デイサービスいきいきタウン蕨であい横町  
 管理者名 長谷川 英世  
 説明者 所属 デイサービスいきいきタウン蕨であい横町

氏名 川音 直子 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護及び第一号通所事業についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住所  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印